

再生資源利用（促進）計画書及び実施書と  
再資源化等関係書類の作成について

請負金額	書類の名称	提出時期	留意事項
100万円 以上（対 象工事）	再生資源利用計画書（様式1・イ） （COBRISにより作成）	施工計画書に 含めて提出す る。	再生資材の利用及び建設副 産物の発生・搬出の有無や多 寡に関わらず提出する。
	再生資源利用促進計画書（様式 2・ロ）（COBRISにより作成）		
	再生資源利用実施書（様式1） （COBRISにより作成）	工事完成時に 完成図書に含 めて提出す る。	再生資材の利用及び建設副 産物の発生・搬出がない場合 でも、工事概要のみ記載して 提出する。
	再生資源利用促進実施書（様式 2）（COBRISにより作成）		
500万円 以上（対 象建設工 事の内土 木工作物 又は機械 器具設置 等建築物 以外の工 作物）	再資源化等報告書（建設リサイク ル法第18条第1項の規定に基づ く報告）	特定建設資材 廃棄物の再資 源化等が完了 したとき。	上記、再生資源利用促進実施 書の提出をもって報告とす る。
	工事請負契約書関係（建設リサイ クル法第13条及び省令第4条に基 づく書面）（様式17）	工事請負契約 前	記載事項について監督員の 確認を受けること。 （提出先：工事担当課）

【留意事項】1) 請負者は、再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画（実施書）を工事完成後5年間保存すること。2) 請負金額は、変更後の精算金額を含む。

3) 建設リサイクル法に係る建築物対象工事

- ・ 建築物解体工事で、延べ床面積80m<sup>2</sup>以上【建築物解体工事】 様式15
- ・ 建築物新築又は増築工事で、延べ床面積500m<sup>2</sup>以上【建築物新築・増築工事】 様式16
- ・ 建築物修繕又は模様替工事で、請負金額1億円以上【建築物修繕・模様替工事】 様式16

【特記仕様書】 再生資材及び建設副産物の搬出及び利用に関する特記仕様書

【関係法令等の抜粋】 別紙8

【COBRIS】・COBRIS[コブリス]:建設副産物情報センター(JACIC)のホームページから利用が可能(有料)

<http://www.recycle.jacic.or.jp/>

1. 工事概要

発注担当者チェック欄		発注機関コード		法人番号	http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/		
発注機関を選択	大分類	担当者	TEL	請負会社名	請負会社コード*2	記入年月日	H. 年 月 日
	中分類			建設業許可の場合	号	工事責任者	
	小分類			解体工事業登録の場合	号		
				会社所在地	TEL FAX		

工事名	工種を選択	工事種別コード*3	請負金額	千百十 千百十 千円未満四捨五入 万円(税込み)	左記金額のうち特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用	千百十 千百十 千円未満四捨五入 万円(税込み)	再資源化等が完了した年月日	建築面積	延床面積	構造	用途	階数	地上 階	地下 階
工事施工場所	住所コード	工期	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで				平成 年 月 日	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>					
工事概要等	施工案件の内容(再生資源の利用に関する特記事項等)							建築・解体工事のみ右欄に記入して下さい						

※解体工事については、建築面積をご記入いただかなくても結構です。

2. 建設資材利用計画

分類	建設資材(新材を含む全体の利用状況)				左記のうち、再生資材の利用状況(再生資材を利用した場合に記入して下さい)				再生資源利用率 B/A×100				
	小分類コード*5	規格	主な利用用途コード*6	利用量(A) 小数点第三位まで	再生資材の名称コード*7	再生資材利用量(B) 小数点第三位まで	再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元種類コード*8		施工条件内容コード*9	再生資材の供給元場所住所	住所コード*4	
特定建設資材	コンクリート			トン	トン								0%
	合計			0.000	トン	0.000							0%
	コンクリート及び鉄から成る建設資材			トン	トン								0%
	合計			0.000	トン	0.000							0%
その他の建設資材	木材			トン	トン								0%
	合計			0.000	トン	0.000							0%
	アスファルト・コンクリート			トン	トン								0%
	合計			0.000	トン	0.000							0%
その他の建設資材	土砂			総積m <sup>3</sup>	総積m <sup>3</sup>								0%
	合計			0.000	総積m <sup>3</sup>	0.000							0%
	砕石			m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>								0%
	合計			0.000	m <sup>3</sup>	0.000							0%
その他の建設資材	塩化ビニル管・継手			トン	トン								0%
	合計			0.000	トン	0.000							0%
	石膏ボード			トン	トン								0%
	合計			0.000	トン	0.000							0%
その他の建設資材	その他の建設資材			トン	トン								0%
	合計			0.000	トン	0.000							0%

コード\*5  
コンクリートについて  
1.生コン(バーজন骨材)  
2.再生生コン(Oo再生骨材M)  
3.再生生コン(Oo再生骨材L)  
4.再生生コン(その他再生材)  
5.再生生コン(その他再生材)  
6.無筋コンクリート二次製品(リユース品)  
7.無筋コンクリート二次製品(リユース品)  
8.再生無筋コンクリート二次製品(その他再生材)  
9.再生無筋コンクリート二次製品(その他再生材)  
10.その他

コンクリート及び鉄から成る建設資材について  
1.有筋コンクリート二次製品(バーজন骨材)  
2.有筋コンクリート二次製品(リユース品)  
3.再生有筋コンクリート二次製品(Oo再生骨材)  
4.再生有筋コンクリート二次製品(その他再生材)  
5.その他

木材について  
1.木材(ボード類を除く) 2.木質ボード

アスファルト・コンクリートについて  
1.粗粒度アスコン 2.密粒度アスコン 3.細粒度アスコン  
4.開粒度アスコン 5.改質アスコン 6.アスファルトモルタル  
7.加熱アスファルト安定処理路盤材 8.その他

土砂について  
1.第一種建設発生土 2.第二種建設発生土 3.第三種建設発生土 4.第四種建設発生土  
5.浚渫土以外の泥土 6.浚渫土 7.土質改良土 8.建設汚泥処理土  
9.再生コンクリート砂 10.山砂、山土などの新材(採取土、購入土)

砕石について  
1.クラッシャーラン 2.粒度調整砕石 3.鉱さい 4.単粒度砕石  
5.ぐり石、割ぐり石、自然石 6.その他

塩化ビニル管・継手について  
1.硬質塩化ビニル管 2.その他

石膏ボードについて  
1.石膏ボード 2.シーリング石膏ボード 3.強化石膏ボード  
4.化粧石膏ボード 5.石膏ラスボード 6.その他

その他の建設資材について  
(利用量の多い上位2品目を具体的に記入して下さい)

コード\*6  
アスファルト・コンクリートについて  
1.表層 2.基層 3.上層路盤 4.歩道  
5.その他(駐車場舗装、敷地内舗装等)

土砂について  
1.道路路体 2.路床 3.河川築堤  
4.構造物等の裏込材、埋戻し用 5.毛地造成用 6.水面埋立用  
7.ほ場整備(農地整備) 8.その他

砕石について  
1.舗装の下層路盤材 2.舗装の上層路盤材  
3.構造物の裏込材、基礎材 4.その他

塩化ビニル管・継手について  
1.水道(配水)用 2.下水道用 3.ケール用  
4.農業用 5.設備用 6.その他

石膏ボードについて  
1.壁 2.天井 3.その他

その他の建設資材について  
(利用用途を具体的に記入して下さい)

コード\*7  
コンクリートについて  
1.再生生コン(Oo再生骨材H) 2.再生生コン(Oo再生骨材M)  
3.再生生コン(Oo再生骨材L) 4.再生生コン(その他再生材)  
5.無筋コンクリート二次製品(リユース品) 6.再生無筋コンクリート二次製品(Oo再生骨材)  
7.再生無筋コンクリート二次製品(その他再生材) 8.その他

コンクリート及び鉄から成る建設資材について  
1.有筋コンクリート二次製品(リユース品) 2.再生有筋コンクリート二次製品(Oo再生骨材)  
3.再生有筋コンクリート二次製品(その他再生材) 4.その他

木材について  
1.再生木材(ボード類を除く) 2.再生木質ボード

アスファルト・コンクリートについて  
1.再生粗粒度アスコン 2.再生密粒度アスコン 3.再生細粒度アスコン  
4.再生開粒度アスコン 5.再生改質アスコン 6.再生アスファルトモルタル  
7.再生加熱アスファルト安定処理路盤材 8.その他

土砂について  
1.第一種建設発生土 2.第二種建設発生土 3.第三種建設発生土  
4.第四種建設発生土 5.浚渫土以外の泥土 6.浚渫土  
7.土質改良土 8.建設汚泥処理土 9.再生コンクリート砂

砕石について  
1.再生クラッシャーラン 2.再生粒度調整砕石 3.鉱さい 4.その他

塩化ビニル管・継手について  
1.再生硬質塩化ビニル管 2.その他

その他の建設資材について  
(利用量の多い上位2品目の再生資材名称を具体的に記入して下さい)

コード\*8  
再生資材の供給元について  
1.現場内利用  
2.他の工事現場(内陸)  
3.他の工事現場(海面)  
4.再資源化施設  
5.土砂ストックヤード  
6.その他

コード\*9  
施工条件について  
1.再生材の利用の指示あり  
2.再生材の利用の指示なし

※行が複数有り、1ページ目に収まらない場合は、シート2枚目を降を利用して下さい



様式1 再生資源利用実施書 ー建設資材搬入工事用ー 「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第18条再資源化報告」、「H30建設副産物実態調査」対応版ー

1.工事概要

Form for project overview including fields for applicant information, company details, and project location.

Form for project details including construction name, site location, schedule, and building specifications like area and floors.

2.建設資材利用実施

Main table for construction material utilization, categorized by material type (Concrete, Wood, etc.) and showing usage and recycling rates.

- Code 5: Concrete (コンクリート)
Code 6: Asphalt/Concrete (アスファルト・コンクリート)
Code 7: Soil/Gravel (土砂)
Code 8: Other construction materials (その他の建設資材)

- Code 6: Asphalt/Concrete (アスファルト・コンクリート)
Code 7: Soil/Gravel (土砂)
Code 8: Other construction materials (その他の建設資材)

- Code 7: Soil/Gravel (土砂)
Code 8: Other construction materials (その他の建設資材)

- Code 8: Other construction materials (その他の建設資材)

※行が複数有り、1ページ目に収まらない場合は、シート2枚目以降を利用してください







建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等)

1. 分別解体等の方法

工程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (                    )	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用 (直接工事費) \_\_\_\_\_ 円 (税抜き)

- (注) ・解体工事の場合のみ記載する。  
 ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。  
 ・仮設費及び運搬費は含まない。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地

4. 再資源化等に要する費用 (直接工事費) \_\_\_\_\_ 円 (税抜き)

- (注) ・運搬費を含む。



# 通 知 書

令和 年 月 日

今治市長 様

発注担当部局 : \_\_\_\_\_

担当課長名 : \_\_\_\_\_

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 11 条の規定により、下記のとおり通知します。

## 記

連絡先	所属名			
	担当者職 氏 名			
	住所	〒		
	電話番号	—	—	(内線 )
工事の内容	工事の名称			
	工事の場所			
	工事の概要	<p>工事の種類</p> <p><input type="checkbox"/>建築物に係る解体工事                      <input type="checkbox"/>建築物に係る新築又は増築の工事</p> <p><input type="checkbox"/>建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの</p> <p><input type="checkbox"/>建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (                      ) 注 1</p> <p>工事の規模</p> <p>建築物に係る解体工事                      用途                      階数                      工事対象床面積                      m<sup>2</sup></p> <p>建築物に係る新築又は増築の工事                      用途                      階数                      工事対象床面積                      m<sup>2</sup></p> <p>建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの</p> <p style="text-align: right;">用途                      階数                      請負代金                      万円 (税込)</p> <p>建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等                      請負代金                      万円 (税込)</p>		
	工期	令和 年 月 日～令和 年 月 日 (工事着手予定日：令和 年 月 日)		
	会社名		フリガナ	
請負人	所在地	〒		
	電話番号	—	—	(内線 )
	F A X	—		
	現場代理人氏名			

※ 受付番号 \_\_\_\_\_

注 1) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。  
(例：舗装、築堤、土地改良 等)

## 再生資材及び建設副産物の搬出及び利用に関する特記仕様書

(建設副産物の適正処理)

**第1条** 建設副産物の処理にあたっては、「建設副産物適正処理推進要綱(平成14年5月30日付け国土交通事務次官通達)」に準拠し、建設副産物の適正処理に努めなければならない。

(建設副産物の利用)

**第2条** 建設副産物の再利用については、適正に実施すること。

2 建設副産物の品質等により利用が困難な場合は、監督員と協議すること。

(建設副産物の搬出)

**第3条** 建設副産物のうち、コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊の搬出については、設計書に指定する方法により適切に再資源化施設へ搬出すること。建設発生土及びその他の建設副産物については法令等に準拠し適切に搬出すること。

なお、建設副産物のうち産業廃棄物に該当する建設副産物の処理は、別添「建設工事から生ずる産業廃棄物の処理に関する特記仕様書」によること。

(再生資材の利用)

**第4条** 請負者は、別表1の資材の使用に際しては再生資材を使用すること。

2 再生資材の品質に関しては、使用に際し舗装再生便覧[(社)日本道路協会発刊]や、コンクリート副産物の再利用に関する用途別品質基準等を遵守し、適正な品質を確保するため再生処理施設において、品質の確認を行わなければならない。なお、適正な品質が確保できない場合及び再生材の確保が困難な場合は、監督員と協議すること。

(特定建設資材の分別解体等及び再資源化等)

**第5条** 請負者は、本工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」第9条に規定する対象建設工事(以下「対象建設工事」という。)の場合、同法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずること。

(再生資源利用(促進)計画書及び実施書)

**第6条** 請負者は、本工事の請負金額が100万円以上の場合、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出の有無や多寡に関わらず、**必要な情報**を「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」に入力するとともに、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、着手前に監督員に提出しなければならない。なお、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出がない場合でも、工事概要のみ記載して提出すること。**また、請負者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。**

2 請負者は、**前項の場合**は、工事完成時に、「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」に入力するとともに、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出しなければならない。

3 請負者は、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。

4 請負者は、**土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。**

5 請負者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、**工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。また、監督員から請求があった場合は、確認結果を提出しなければならない。**

6 請負者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と第5項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

7 請負者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員から請求が

あった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

(再資源化等報告書)

**第7条** 請負者は、今治市土木工事共通仕様書第1編1-1-1-17の規定による再生資源利用(促進)実施書に次の各号に示す事項を記載し提出することをもって、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定に基づく報告とする。

- (1) 再資源化等が完了した年月日
- (2) 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- (3) 再資源化等に要した費用

[参考]

・COBRIS[コブリス]:建設副産物情報センター(JACIC)のホームページから利用が可能(有料)

<http://www.recycle.jacic.or.jp/>

別表 1

資材名	再生材の種類	使用箇所
再生加熱アスファルト混合物	密粒度アスファルトコンクリート 骨材の最大粒径 20mm 又は 13mm (再生加熱アスファルト混合物)	道路舗装の表層に使用する。
	粗粒度アスファルトコンクリート 骨材の最大粒径 20mm (再生加熱アスファルト混合物)	中間層、基層に使用する。 (中間層で当分の間供用する場合には使用しない。)
	アスファルト安定処理 (再生加熱アスファルト混合物)	アスファルト安定処理工で行う上層路盤に使用する。
再生骨材	再生粒調砕石 (RM-25) (HMS-25)	上層路盤工等路盤材料に使用する。
	再生砕石 (RC-40) (RC-30)	構造物の基礎材及び裏込め材等に使用する。 仮道、工事用道路の敷砂利等に使用する。 道路の路盤に使用する。
	再生砂	電線共同溝工事及び下水道工事の管路埋め戻し材に使用する。

## 関係法令等の抜粋

### ○建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月国土交通省、平成14年5月30日改正）

#### 第2章 計画の作成等

##### 第7 元請業者による施工計画の作成等

元請業者は、次の事項に留意し、施工計画の作成等を行わなければならない。

- 一 施工に先立ち、必要な調査を行うとともに、契約に基づき、建設廃棄物の発生の抑制、再利用の促進及び適正処理が計画的かつ効率的に行われるよう適切な施工計画を作成すること。
- 二 施工計画の作成に当たっては、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成するとともに、廃棄物処理計画の作成に努めること。
- 三 建設工事の完成後、速やかに再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の実施状況を把握するとともに、それらの記録を1年間保管すること。

### ○建設リサイクルガイドライン（平成14年5月30日国土交通省）

#### 3. 実施事項

##### （3）再生資源利用計画書及再生資源利用促進計画書

（再生資源利用（促進）計画書）（様式1、様式2）

##### ① 目的

建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する建設工事を施工する場合において、リサイクルの現状を把握する。

建設資材を搬入する場合：再生資源利用計画書

建設副産物を搬出する場合：再生資源利用促進計画書

##### ② 作成時期及び作成者

###### 1) 工事の着手時及び完成時

- ・対象機関から直接工事を請け負った建設工事業業者（元請業者）が作成。  
対象建設機関は、元請業者に対し、再生資源利用（促進）計画書（工事着手時）、及び実施状況（完成時）の報告を特記仕様書により指示する。

### ○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日法律第104号）

（分別解体等実施義務）

#### 第9条（中略）

3 建設工事の規模に関する基準は、政令で定める。

（対象建設工事の届出等）

第10条 対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の七日前までに、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- 二 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- 三 工事着手の時期及び工程の概要
- 四 分別解体等の計画
- 五 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み
- 六 その他主務省令で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち主務省令で定める事項を変更しようとするときは、その届出に係る工事に着手する日の七日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。（後略）

(国等に関する特例)

第11条 国の機関又は地方公共団体は、前条第一項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

(対象建設工事の届出に係る事項の説明等)

第12条 対象建設工事(他の者から請け負ったものを除く。)を発注しようとする者から直接当該工事を請け負おうとする建設業を営む者は、当該発注しようとする者に対し、少なくとも第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

2 対象建設工事受注者は、その請け負った建設工事の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、当該他の建設業を営む者に対し、当該対象建設工事について第10条第1項の規定により届け出られた事項(同条第2項の規定による変更の届出があった場合には、その変更後のもの)を告げなければならない。

(対象建設工事の請負契約に係る書面の記載事項)

第13条 対象建設工事の請負契約(当該対象建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合における各下請契約を含む。以下この条において同じ。)の当事者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第19条第1項に定めるもののほか、分別解体等の方法、解体工事に要する費用その他の主務省令で定める事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

(発注者への報告等)

第18条 対象建設工事の元請業者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を当該工事の発注者に書面で報告するとともに、当該再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。(後略)

(標識の掲示)

第33条 解体工事業者は、主務省令で定めるところにより、その営業所及び解体工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号その他主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

## ○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令

(平成12年11月29日政令第495号 最終改正：平成17年11月16日政令第339号)

(指定建設資材廃棄物)

第2条 法第9条第3項の建設工事の規模に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

一 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)に係る解体工事については、当該建築物(当該解体工事に係る部分に限る。)の床面積の合計が80平方メートルであるもの

二 建築物に係る新築又は増築の工事については、当該建築物(増築の工事にあつては、当該工事に係る部分に限る。)の床面積の合計が500平方メートルであるもの

三 建築物に係る新築工事等(法第2条第3項第2号に規定する新築工事等をいう。以下同じ。)であつて前号に規定する新築又は増築の工事に該当しないものについては、その請負代金の額(法第9条第1項に規定する自主施工者が施工するものについては、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額。次号において同じ。)が1億円であるもの

四 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については、その請負代金の額が500万円であるもの

**○特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年3月5日国土交通省令第17号）**

（対象建設工事の請負契約に係る書面の記載事項）

第4条 法第13条第1項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 分別解体等の方法
- 二 解体工事に要する費用
- 三 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- 四 再資源化等に要する費用

**○解体工事業に係る登録等に関する省令（平成13年5月18日国土交通省令第92号）**

（標識の掲示）

第8条 法第33条に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法人である場合にあつては、その代表者の氏名
- 二 登録年月日
- 三 技術管理者の氏名